

(別紙4)

送達条約及び民訴条約に加盟していない国が民事裁判に関する文書の送達を要請する場合

送達条約及び民訴条約に加盟していない国が民事裁判に関する文書の送達を要請する場合は、日本の国内法「外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法」(以下「共助法」という)に基づいて行う必要があります。要請は、外交ルートを通じて行われる必要があります(共助法第一条ノ二第一項一号)。

1. 日本の外務省に提出する文書

- (1) 大使館から日本の外務省宛の口上書
- (2) 外国の裁判所から日本の裁判所への嘱託書
- (3) 外国の裁判所から日本の裁判所への嘱託書の日本語訳(共助法第一条ノ二第一項第四号)
- (4) 送達する文書
- (5) 送達する文書の日本語訳(共助法第一条ノ二第一項第四号)

2. 文書に記載する内容

- (1) 大使館から日本の外務省宛の口上書
 - (ア) 嘱託裁判所の所属国が受託事項の実施のために要する費用の弁償を保証すること(共助法第一条ノ二第一項第五号)
 - (イ) 嘱託裁判所の所属国が同一又は類似の事項につき日本の裁判所の嘱託を受けた場合は、これを実施することを保証すること(共助法第一条ノ二第一項第六号)
- (2) 外国の裁判所から日本の裁判所への嘱託書
 - (ア) 受送達者の氏名
 - (イ) 受送達者の国籍(共助法第一条ノ二第一号第二項)
 - (ウ) 受送達者の住所又はその居所(共助法第一条ノ二第一号第二項)

3. 費用の償還の請求

嘱託国の大使館に対し、日本の裁判所が受託事項の実施のために要した費用の弁償を請求します(第一条ノ二第一項第五号)。

【参考】外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法

第一条ノ二 法律上ノ補助ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ於テ之ヲ為ス

- 一 嘱託カ外交機関ヲ經由シタルモノナルコト
- 二 書類送達ノ嘱託ハ送達ヲ受クヘキ者並其ノ国籍及住所又ハ居所ヲ記載シタル書面ヲ

以テ為シタルモノナルコト

三 略

四 日本語ヲ以テ作成セサル嘱託書及其ノ関係書類ニハ日本語ノ翻訳文ヲ添附スルコト

五 嘱託裁判所所属国カ受託事項施行ノ為要スル費用ノ弁償ヲ保証シタルコト

六 嘱託裁判所所属国カ同一又ハ類似ノ事項ニ付日本ノ裁判所ノ嘱託ニ因リ法律上ノ補助ヲ為シ得ヘキ旨ノ保証ヲ為シタルコト